

学校法人会計についての一考察

——財務諸表分析の方法を中心として——

柳 田 純 也

1. はじめに

私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人は、学校法人会計基準にしたがって財務計算に関する書類を作成しなければならない。(学校法人会計基準第 1 条) 本稿において事例分析を行う二つの学校法人も学校法人会計基準が適用されており、学校法人会計基準第 4 条にしたがった計算書類が決算報告書として作成されている。それは次の計算書類等である。

①資金収支計算書、②消費収支計算書、③貸借対照表、④3つの計算書類に関する内訳表および明細表、である。

本稿においては、関東の大規模法人である A 法人と関西の中規模法人である B 法人を分析対象として学校法人会計における財務諸表分析の方法について検討してみたい。A 法人は大学、中学・高校部門を有する学校法人であり、志願者数も多い学校法人である。一方、B 法人は大学、短期大学、中学・高校部門を有する学校法人であるが、志願者数が伸び悩むと共に、人件費の割合が相当高い学校法人である。そこで本稿では、この 2 法人の財務諸表データに基づいて、どのような場合に学校法人が破綻するような財政危機の状態にあるのか、という視点から分析を進めたい。

2. B 法人の基礎的考察

学校法人の財政状態を分析するには、貸借対照表を用いる。学校法人における貸借対照表

は、借方に資産を固定性配列法によって開示し、学校法人の資源がどのように運用されているかを示す。貸方において同じく固定性配列法によって負債を開示し、ついで基本金を示し、最後に消費収支差額を計上することにより、資源の調達源泉を示す。

基本金とは、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、消費収支計算書に計上される帰属収入のうちから組み入れられた金額をいう。(学校法人会計基準第 29 条)

学校法人会計においては、消費収支計算書に計上される帰属収入から事前に基本金組入額が差し引かれ、消費収入が算出される仕組みとなっている。帰属収入とは、一会計期間に負債とならない収入である経済的価値が学校法人にどのように流入したのか、その原因を総額で示すものである。帰属収入は企業会計でいえば収益に相当する。基本金組入額とは、企業会計でいえば純資産の部における資本金および各種積立金または準備金(利益剰余金の一部)に相当するものである。以上を算式で示すと次のようになる。

$$\text{消費収入} = \text{帰属収入} - \text{基本金組入額}$$

消費収支計算書においては、一会計期間に消費によって経済的な価値が学校法人からどのように流出したのか、その原因を総額で示すものとして消費支出が計上される。企業会計でいえば費用に該当する概念である。

消費収支差額とは、帰属収入から基本金組入額を差し引いた金額である消費収入から、消費支出を差し引いた金額をいう¹⁾。以上を算式で示すと次のようになる。

$$\text{消費収支差額} = \text{消費収入} (= \text{帰属収入} - \text{基本金組入額}) - \text{消費支出}$$

企業会計においては、資産の部合計である総資産から負債の部合計である総負債を差し引いたものが純資産（資本）であるが、学校法人会計における貸借対照表ではこの純資産が直接表示されない。学校法人会計における純資産を算出するには、貸借対照表の基本金の部合計から消費収支差額の部合計を加算・減算することで算出することができ、これを学校法人の自己資金という²⁾。そこでB法人の財政状態および自己資金を明らかとするために、図表1のように貸借対照表を組み替え計算して再表示を行う。

平成20年度のB法人の総資産は、142億1,714万3千円であり、総負債は10億194万9千円である。この結果、B法人の純資産は132億1,519万4千円となり、総資産の93.0%を占めている。すなわち、総資産のうち、93.0%を自己資金である純資産で賄っており、7.0%を負債で調達しているのである。この構成比率93.0%は、自己資金比率または自己資金構成比率というもので、企業会計でいえば自己資本比率に相当するものであり、学校法人における内部留保の厚みを示すものであり、財務安定性の指標となるものである。

財務省『法人企業統計年報（平成19年度版）』によれば、平成18年度の資本金10億円以上の大企業の場合、自己資本比率は「全産業」で39.4%、「非製造業」で32.4%であり、これらの比率と比べるとB法人の財政状態はきわめて良好であり、財務安定性が高いことがわかる。通常、貸借対照表上、事業の継続に支障を来た

図表1 B法人の財政状態

平成21年3月31日 (単位：千円，%)

借方科目	金額	構成比	貸方科目	金額	構成比
総資産	14,217,143	(100%)	総負債	1,001,949	(7.0%)
			純資産* (自己資金)	13,215,194	(93.0%)

* 純資産（自己資金）＝総資産14,217,143千円－総負債1,001,949千円または純資産（自己資金）＝基本金の部合計18,154,360千円－消費収支差額の部合計4,939,166千円
（出所）B法人『平成20年度 事業報告書』13～15ページより作成。以下、B法人の図表において同左。

(1) 消費収支差額は帰属収入から基本金組入額を控除した収支差額であり、通常その収支差額は支出超過となる。
(2) 「自己資金」概念は学校法人が非営利組織であることを認識したものである。本稿では学校法人会計を企業会計において相当する概念を対比させて用いていることに留意されたい。

す恐れがある破産状態とは、総資産よりも総負債が超過し、純資産（資本）が欠損した債務超過にいたった財政状態をいうが、B法人の貸借対照表による財政状態からは債務超過とは無縁であり、企業と比較しても財政的に健全であるといえる。

なお、B法人の自己資金構成比率は、平成17年度から平成20年度まで安定的に推移している。（図表2）

次に、B法人の貸借対照表を用いることにより、債務不履行の財政状態となる可能性について検討したい。債務超過の状態でなくとも、債務不履行となれば、学校経営の存続は困難となると考えられるからである。そこで、以下では、B法人の保有する現金預金、引当特定資産、有価証券と総負債を比較する分析方法を用いることにより、財政状態を検討したい。

B法人の貸借対照表に計上されている金融資産と総負債額を比較したものが、図表3である。平成17年度においては、金融資産は72億7,612万9千円を保有しており、総負債が12億207万4千円である。次に、B法人が保有する金融資産から総負債を差し引くと、60億7,405

万5千円の余剰が生じることがわかる。ここで金融資産から差し引いている総負債は、負債合計（負債総額）であることを考えると、負債を全額返済したとしても、金融資産60億7,405万5千円の余剰が生じることを意味する。さらに、金融資産を総負債で除した倍率を算出してみると、総負債に対し金融資産は平成17年度から平成20年度において約6倍から1.1倍を保有していることがわかり、各年度において負債全額を返済しても金融資産の余剰が生じる財政状態であることがわかる。

平成17年度に総負債に対して約6倍の金融資産を保有していたのは、その他の固定資産に計上されていた引当特定資産の計上額が多額であったからである。平成17年度においては、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産、第2号基本金引当資産、第3号基本金引当資産、100周年記念事業引当特定資産を計上していた。現金預金の計上額は年々、増加しているのに対して、平成19年度以降の金融資産保有額が減少し、総負債に対する倍率が下がったのは引当特定資産の計上額が減少したからである。（図表4）

図表2 平成17年度から平成20年度の自己資金構成比率（単位：％）

	算出式	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自己資金構成比率	自己資金	93.40	92.59	90.31	92.95
	総資産				

（出所）図表1に同じ。

図表3 金融資産と総負債を比較した分析表（単位：千円、倍）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
金融資産	7,276,129	5,185,618	1,619,172	1,551,716
総負債	1,202,074	1,258,298	1,458,296	1,001,949
差額（金融資産－総負債）	6,074,055	3,927,320	160,876	549,767
倍率（金融資産/総負債）	6.05	4.12	1.11	1.55

（出所）図表1に同じ。

図表4 金融資産の内訳（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
現金預金	341,687	654,275	788,857	849,710
有価証券	5,000	5,000	5,000	5,000
退職給与引当資産	1,214,370	940,410	795,115	666,806
減価償却引当資産	3,230,305	3,072,668	0	0
第2号基本金引当資産	1,764,527	483,065	0	0
第3号基本金引当試算	30,200	30,200	30,200	30,200
100周年記念事業引当特定資産	890,040	0	0	0

（出所）図表1に同じ。

B法人は平成17年度から平成20年度の各年度において、負債全額を返済しても余剰資金となるだけの金融資産を保有し続けており、債務不履行という財政状態に陥ることはないといえよう。自己資金構成比率によれば事実上、無借金経営というべき財政状態にあり、負債の返済に充てるべき十分な金融資産を保有している。これらの財政状態は平成17年度から平成20年度まで安定的に推移しており、B法人の貸借対照表を財政分析した場合、負債を全額返済可能な金融資産を保有し、債務不履行となる可能性はきわめて低いといえるであろう。

3. 教育研究活動キャッシュフローを用いた分析

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の人件費を含む経常費の補助事業とその経営について調査相談・助言等を行う機関である。少子化による私立学校志願者数の減少状況において、同事業団は『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』（日本私立学校振興・

共済事業団、学校法人活性化・再生研究会、平成19年8月1日。以下、『最終報告』とする。）を発表し、同報告書において「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」という分析表を発表した。（後述の図表7を参照）³⁾同事業団は求めに応じ、この指数・表に基づいて助言を行っている。この指数・表の最大の特徴は、教育研究活動キャッシュフロー（CF）を基礎に学校法人の経営状態を評価していることである。

消費収支計算書における消費収支差額は、学校法人の採算性を表す指標として意味を成さず、帰属収支差額が学校法人の採算性を表す指標として適切である。帰属収支差額は、次の算式で求められる。

$$\text{帰属収支差額} = \text{帰属収入} - \text{消費支出}$$

この帰属収支差額は、いわば企業会計における「当期純損益＝収益－費用」に該当するため、学校法人の採算性を表す指標と考えられるが、企業会計における収益と費用は発生主義会計に基づいて算出される。

(3) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、28ページ。以下、本稿では同報告書で用いられている「赤字」または「黒字」という用語を使用する。赤字とは支出超過をいい、黒字とは収入超過をいう。

発生主義会計とは、収益と費用を商品等の売買において現金の入出金の事実にかかわらず、収益の発生と費用の発生に基づいて計上する会計の基準である。すなわち、一会計期間における損益（期間損益）を正確に計算するための会計のルールである。

したがって、この発生主義会計に基づいて算出される企業会計における当期純損益または学校法人会計における帰属収支差額は、組織体における採算性を表す指標ではあるが、組織体の存続性を表す指標としては限界がある。なぜなら、採算性がとれていなくても資金繰りが困難な場合には、債務不履行となり得るからである。逆説的にいえば、採算性が悪化していても、財政状態が健全で資金繰りに重大な問題が存在しなければ、学校法人は存続が可能であるといえる。

つまり、学校法人の存続が困難である状況とは、①消費収支差額がマイナスである場合ではなく、②帰属収支差額がマイナスである場合でもないのである。すなわち、存続が困難な状況とは、①債務超過の財政状態である場合、②多額な「教育研究活動キャッシュフロー」のマイナスが継続し、その回復の見込みがなく、支払不能となる現実的な可能性が生じた場合、の2つの状況が生じた場合である。

以上のような観点から、『最終報告』では、「教育研究活動キャッシュフロー」を基軸指標として最重要視している。そこで、以下においては、この教育研究活動キャッシュフローに基づいた分析をB法人と共に、A法人にも適用し分析を行うこととする。

『最終報告』においては、学校法人会計基準に規定されている資金収支計算書を組み替え修正してキャッシュフロー計算書を作成することを

提案している⁴⁾。この組み替え修正したキャッシュフロー計算書のうち、「教育研究活動キャッシュフロー」の収支差額がプラス（黒字）であるか、マイナス（赤字）であるかを経営判断の基軸指標と位置づけている。この「教育研究活動キャッシュフロー」は、経常的な教育研究活動に相当する収入から支出を差し引くことにより算出される。

図表5によると、B法人の「教育研究活動キャッシュフロー」($C=A-B$)は、平成17年度から平成20年度においてマイナス（赤字）となっている。貸借対照表の財政状況は良好であるが、収支の面においては問題があると考えられる。なお、B法人の資金収支計算書は、公開されている勘定科目が大科目のみであるため、A法人と比較すると分析を行う上でデータ不足となる点を指摘しておきたい。

A法人における「教育研究活動キャッシュフロー」は、平成17年度から平成20年度まで一貫してプラス（黒字）である。平成20年度の教育研究活動キャッシュフロー額が落ち込んでいるが、収支の面では安定的に推移しているといえよう。

A法人においては、人件費支出の内訳（小科目）である退職金支出が計上されているので、この退職金支出と退職金交付収入の割合を算出することにより、退職金財団からの交付率を算出する分析を行った。（図表6における $F=D \div E$ 。退職金財団による交付率＝退職金交付金収入÷退職金支出）この退職金財団による交付率によると、平成17年度から平成20年度において、約0.8すなわち約80%の退職金支出を退職金財団からの交付で賄ったことがわかる。

この分析データは重要である。なぜなら、学校法人の貸借対照表に計上する退職給与引当金

(4) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、29ページ。

図表5 B法人の教育研究活動キャッシュフローの状況

(単位：千円)

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	学生生徒等納付金収入	996,439	981,200	1,054,073	1,364,220
	手数料収入	16,256	16,380	30,565	30,078
	一般寄付金収入	18,241	6,452	8,062	3,519
	補助金収入	444,854	332,553	436,939	417,462
	資産運用収入	4,139	7,704	14,870	5,841
	事業収入	7,093	9,243	7,583	9,405
	雑収入	47,984	40,364	382,709	39,047
	前受金収入	180,060	224,838	339,365	260,004
	前期未前受金		-180,060	-224,838	-339,365
A	キャッシュフロー収入 小計	1,715,066	1,438,674	2,049,328	1,790,211
	人件費支出	1,902,316	1,641,205	2,338,953	1,298,377
	教育研究経費支出	369,040	384,008	543,517	437,810
	管理経費支出	582,188	279,673	438,422	248,107
	借入金等利息支出				
B	キャッシュフロー支出 小計	2,853,544	2,304,886	3,320,892	1,984,294
C	教育研究活動のキャッシュフロー(A-B)	-1,138,478	-866,212	-1,271,564	-194,083

(出所) 図表1に同じ。

の計上基準に関連するからである。教職員の退職時に支出される退職金支出を退職金財団からの交付で賄える割合がわかれば、その割合に応じた退職給与引当金の設定をすべきであろう。B法人においては、人件費支出という大科目のみの計上であるので、小科目である退職金支出の計上額がわからないため、このような分析が行えないが、A法人においては退職金財団による交付率を算出することができた。退職金の支出と退職金財団からの交付状況を把握することができないと、退職給与引当金の計上基準の妥当性を分析することができない。

さらに、部門別資金収支計算書（資金収支内訳表）により、部門別の退職金財団からの交付金収入と、退職金支出を用いた分析ができると、部門別の退職給与引当金の設定基準を考察する

ことが可能となろう。私立高校部門の場合、退職金財団からの交付金で退職金支出のほぼ全額を賄える場合があるからである。A法人、B法人共に、法人全体の資金収支計算書を開示しているが、部門別資金収支計算書（資金収支内訳表）は開示していない。以上を前提としつつ、貸借対照表の負債の部に計上される退職給与引当金の計上基準について、次に検討したい。

退職給与引当金とは、現在雇用されている教職員に対して、退職時に支払われなければならない退職金債務について、あらかじめこれを計上する「会計上の負債」である。

「会計上の負債」とは、貸借対照表に計上した時点において法律上の支払義務は存在せず、「法律上の負債」とは区別されていることに留意が必要である。退職給与引当金を会計上、計上す

図表6 A法人の教育研究活動キャッシュフローの状況

（単位：円）

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	学生生徒等納付金収入	60,318,224,351	62,448,815,619	62,951,913,476	62,997,146,161
	手数料収入	4,538,686,625	4,981,344,166	4,931,208,381	4,755,227,480
	一般寄付金収入	3,000,000	3,722,511,100		
	補助金収入	12,269,408,552	10,556,537,168	14,711,093,560	12,207,404,289
	資産運用収入	2,806,445,033	3,479,985,826	4,513,548,796	3,484,011,787
	事業収入	7,559,381,667	8,113,454,162	7,744,557,034	7,304,542,393
	雑収入	2,592,214,217	2,704,194,345	2,807,595,830	3,233,422,136
	前受金収入	13,293,253,354	13,004,958,685	12,865,688,760	12,638,975,688
	前期未前受金	-12,568,690,996	-13,229,507,399	-12,941,212,730	-12,802,206,565
A	キャッシュフロー収入 小計	90,811,922,803	95,782,293,672	97,584,393,107	93,818,523,369
	人件費支出	44,204,939,318	44,525,065,795	45,793,557,426	47,336,691,661
	教育研究経費支出	27,337,097,369	30,703,683,890	32,239,703,937	33,904,505,870
	管理経費支出	3,241,349,776	3,645,583,341	3,848,145,508	3,551,850,104
	借入金等利息支出	340,709,307	303,562,942	268,275,471	197,096,118
B	キャッシュフロー支出 小計	75,124,095,770	79,177,895,968	82,149,682,342	84,990,143,753
C	教育研究活動のキャッシュフロー(A-B)	15,687,827,033	16,604,397,704	15,434,710,765	8,828,379,616
D	退職金交付金収入	1,344,866,270	1,392,508,520	1,195,712,210	1,420,750,155
E	人件費支出のうち、退職金支出	1,723,898,970	1,688,277,360	1,540,458,940	1,823,305,161
F	退職金財団による交付率 (D/E)	0.78	0.82	0.78	0.78

（出所）A法人『決算FACT 各年度版』より作成。以下、A法人の図表において同左。

る趣旨は、将来支払われるはずの退職金の一部が現在までの労働の対価であるので、退職給与引当金繰入額という費用（学校法人における消費支出）を計上しなければならないという会計期間の対応を重視した考え方である。仕訳で示すと次のようになる。

（借方）退職給与引当金繰入額 ×××
（貸方）退職給与引当金 ×××

この会計処理においては、労働サービスの提供を受けた会計期間に、「（借方）退職給与引当金繰入額」を費用に計上することが重視され、会計期間の対応を重視することにより、「（借方）退職給与引当金繰入額」の相手科目として、「（貸

方）退職給与引当金」が結果として負債に計上される。故に、「会計上の負債」と呼ばれるのである。

退職給与引当金の計上について、学校法人会計基準は別表3に「退職給与引当額による計算に基づく退職給与引当額をいう」と説明しているが、退職給与引当金の金額を算定する計上基準については規定していない。学校法人会計基準第34条第1号において引当金の計上基準を脚注として記載するよう求めているのみであるため、退職給与引当金の計上基準は多様となっている。退職給与引当金の計上基準の具体的な事例について、いくつかを挙げると次のように分類できる。

- ① 退職金財団からの交付金で退職金を全額充当できる学校法人では、退職給与引当金を計上しない場合が多い。高校法人においては、この例が該当することが一般的である。
- ② 最も早い時期に費用（学校法人における消費支出）として退職給与引当金繰入額を消費収支計算書に計上し、「期末要支給額の100%を計上する」場合。
- ③ 最も遅く費用として退職金を計上し、「退職時に支払った時期に支払額を費用とする」場合。
- ④ 上記2つの計上基準の中間として、「期末要支給額の50%を計上する」場合。

多くの学校法人の場合は、上記の分類の②「期末要支給額の100%を計上する」例を採用し、貸借対照表の注記に開示している。先述した、図表6における分析から検討すると、④の「期末要支給額の50%を計上する」A法人においては退職給与引当金の50%を「消費収支差額」や自己資金に足し戻して分析することが相当であろう。また、「期末要支給額の100%」とすれば、その全額を「消費収支差額」や自己資金に足し戻して考えることができる。なぜなら、退職給与引当金の会計処理は発生主義において認識・測定され、実際の支出を伴わないものだからであり、内部留保されるからである。

4. 『最終報告』による分析手法

日本私立学校振興・共済事業団による『最終報告』においては、教育研究活動キャッシュフローを基軸指標として「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」という分析表を発表

していることは先述した。そこで、以下では『最終報告』における記述内容を紹介することにより、その特徴について検討していきたい。（図表7）

『最終報告』においては、経営判断指標の設定目的について次のように記述している。「経営悪化の兆候をできるだけ早期に発見し、まだ回復の可能性がある時点で警鐘を鳴らすことができれば、経営破綻の防止に有効である。そこで、私立学校の財務情報等を集約している私学事業団において、学校法人の経営状態のモニタリングを行い、一定のレベルに至った場合には、私学事業団や文部科学省が指導・助言を開始することが望ましい。その時期を判断するための基礎となる指標として経営判断指標（中略）を設定する。学校法人の破綻のきっかけは資金ショートであるため、指標としてはキャッシュフローを重視した。このため、まず資金収支計算書から施設設備に関する収支と財務活動に関する収支を除いて教育研究活動に関する収支差額がどの程度生じているのかを把握する。その上で、この教育研究活動のキャッシュフローが仮に赤字だった場合には、運用資産（現金預金や特定預金等の換金可能な資産）で何年補填できるのか、一方黒字だった場合には、外部負債（借入金等外部に返済が必要な負債）を一定の年限以内で返済可能であるかを分析することによって、学校法人の経営状態を分類した。」⁵⁾

存続が困難な状況とは、①債務超過の財政状態である場合、②多額な「教育研究活動キャッシュフロー」のマイナスが継続し、その回復の見込みがなく、支払不能となる現実的な可能性が生じた場合、の2つの状況が生じた場合である。『最終報告』における経営状態の区分は、いわゆる資金繰りの状態（資金ショート）を問題

(5) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、19ページ。

視している点から、②の場合を想定して教育研究活動キャッシュフローを重視した点は妥当なものであろう。しかし、教育研究活動キャッシュフローが赤字である学校法人であってもB法人のように、貸借対照表の財政状態は安定的である場合については触れていない。学校法人会計における消費収支計算は、帰属収入から基本金の先行組入れを行う会計処理をすることから、貸借対照表の基本金が充実していることが通常であろう。したがって、負債の返済（外部負債）⁶⁾に利用できる資産の状況（運用資産）⁷⁾を対照させて分析する手法を採り入れたことは一定の評価をすることができるが、学校法人における自己資金の充実度を測る基本金についての分析手法を提案していないことは疑問である。

経営状態の区分については、正常状態としてA1、A2に区分し、経営困難状態（イエローゾーン）としてB1、B2に区分し、自力再生が極めて困難な状態（レッドゾーン）としてB3、B4に区分している。ここで注意を要するのが、正常状態であるA2と経営困難状態であるB1との間に、イエローゾーンの予備的段階としてB0という区分を設けていることである。はたして、これらの経営状態の区分をどのように評価すべきであろうか。各区分の記述を紹介しつつ、検討してみたい。

正常状態とは、『教育研究活動によるキャッシュフロー』が黒字であり、かつ外部負債も10

年以内に返済が可能な状態であり、更に帰属収入から消費支出を控除した帰属収支差額もプラスであれば、正常状態ということになる。当然のことであるが学校法人が、その教育研究を継続するためには、基本金を組み入れた上で収支の均衡を長期的に図る必要がある。このため、基本金組み入れ後に消費収支が均衡する程度の帰属収支差額が生じていることが望ましい。平成17年度決算では大学法人全体の基本金組入額は12%程度であった。』⁸⁾と定義している。

教育研究活動キャッシュフローが2年連続で黒字であることは、資金繰りの面において問題がないと評価することは良いであろう。しかし、外部負債の返済を10年以内に返済可能か否かは、学校法人が保有する有形固定資産等の資産を担保として資金調達する場合を考慮しておらず、この評価基準で学校法人の経営判断を正常か否か、単純に区分することは妥当しないのではなかろうか。さらに、学校法人会計における収支の均衡を「消費収支の均衡」と考えるべきか否かについては、慎重な検討が必要であろう⁹⁾。なぜなら、消費収支が均衡する程度の帰属収支差額が生じるA1のような学校法人は、たとえば収容定員を上回る入学者を輩出しているような学校法人であり、学校法人への補助金において見直しが必要となる場合が想定され、問題と考えられる。

経営困難状態（イエローゾーン）については次のように記述されている。『経営困難状態

(6) 図表7を参照。外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務で算出される。

(7) 図表7を参照。運用資産＝現金預金＋引当特定預金＋有価証券で算出される。

(8) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、14ページ。

(9) 基本金組入については合理的で明確な組み入れのルールが規定されておらず、学校法人の意思決定により組み入れが実施される。したがって、多くの学校法人において消費支出超過額が累積することとなるが、A法人においても見られる状況であり、これをもって累積欠損とみなすことは誤りであるといえよう。繰越消費支出超過額は学校法人会計基準における会計処理によって生じるものであり、学校法人の財政状況が良好でないことを意味するものではないからである。

（以下イエローゾーンという）』とは、経営判断指標において、『教育研究活動によるキャッシュフロー』が2年連続赤字か、又は過大な外部負債を抱え10年以内の返済が不可能な状態であり、経営上看過できない兆候が見られるが、学校法人自ら経営改革努力を行うことにより経営改善が可能な状態である¹⁰⁾とし、さらにB0という経営区分については次のように記述している。「教育研究活動によるキャッシュフローが黒字でも帰属収支差額が赤字の場合は、イエローゾーンの予備的段階と見なすものとする。消費支出には減価償却費等の実際の支出を伴わないものが含まれているため、この状態であれば短期的な資金繰りは問題ない。しかし、耐用年数到来後に設備の取替更新ができない。このため正常状態とはせず、要注意の一手手前の段階としてイエローゾーンの予備的段階と位置付けている。」¹¹⁾

B0とは、教育研究活動キャッシュフローは2年連続で黒字であるが、帰属収支差額は2年連続で赤字であり、外部負債が運用資産を超過し、10年以内で返済可能な場合である。B1とは、教育研究活動キャッシュフローは2年連続で黒字であるが、外部負債が運用資産を超過し、10年以内で返済ができない場合である。外部負債の返済は先述したように、学校法人の資金調達の状況や売却可能資産を保有しているか否か、売却可能資産の時価評価額との対照によって判断されねばならない。したがって、外部負債超過額を10年以内に返済可能か否かを経営区分の指標として用いることは妥当とは思われない。さらに、帰属収支差額が2年連続で赤字となるか否かは、基本金組入額の多寡によって

左右されることから、経営困難（イエローゾーン）の予備的段階という区分を設けることにより、財政状態が良好でないかのように評価することは妥当しないであろう。たとえば、新学部・新学科の設置のように、施設・設備の充実を要するような場合においては帰属収入から比較的多額の基本金組入が実施されるであろうから、帰属収支差額が2年連続で赤字となる場合が生じるであろう。また、B0の定義に記載されているように、減価償却費や退職給与引当金繰入額のような発生主義会計によって認識・測定された消費支出項目は、実際の現金支出を伴わない項目であり、帰属収支差額に足し戻して考えることが可能である¹²⁾。したがって、学校法人の経営分析を行う場合、これらの発生主義項目を帰属収支差額に足し戻して分析することが必要となろう。

次に、B2とは教育研究活動キャッシュフローが2年連続で赤字であり、外部負債と運用資産を比較し、運用資産が超過しているが、運用資産超過額を4倍以上保有する場合である。B3とは教育研究活動キャッシュフローが2年連続で赤字であり、外部負債と運用資産を比較して運用資産が超過しているが、運用資産超過額を4年未満で使い切る場合（4倍未満）である場合である。この区分は、運用資産で外部負債をすべて返済することが可能であり、さらに運用資産が余剰することを意味し、外部負債をただちに返済するという仮定に基づいた評価手法である。思うに、資金繰りに注目した教育研究活動キャッシュフローを指標として設定するならば、このB2以下の区分での外部負債には長期借入金等の固定負債を含めるのではなく、

(10) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、15ページ。

(11) 同報告書、同ページ。

(12) 野中郁江、山口不二夫、梅田守彦『私立大学の財政分析ができる本』大月書店、2001年、89～94ページ。

流動負債の短期借入金等とすべきではなかろうか。B2の区分は、運用資産が超過する場合であり、固定負債を含めた外部負債のすべてを返済可能であるため、財政的には余裕があると判断することができるであろう。したがって、この区分においては収支の状況を改善する経営上の方策を学校法人が講じるべき段階と考えるべきであり、経営が困難といえるのか否かについては疑問が残る。

自力再生が極めて困難な状態(レッドゾーン)については、「イエローゾーンよりも経営状態が悪化し、自力での再生が極めて困難となった状態をいう。」¹³⁾と定義している。B4とは教育研究活動キャッシュフローが2年連続で赤字であり、外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過している場合である。自力再生が極めて困難な状態と区分されるが、外部負債に固定負債を含めて評価するのか否か、外部負債に担保物権が設定されている場合に売却可能資産を保有しているのか否か、という視点が欠けており、この評価区分を適用してただちに自力再生が困難といえるのか、疑問である。

5. A法人とB法人における比率分析の適用

『最終報告』における経営状態の区分を適用にするにあたっては、図表7の経営判断指標を用いて学校法人の経営状態を区分するが、その他にも日本私立学校振興・共済事業団は、『私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応—中

間まとめ—』(日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会、平成18年7月1日。以下、『中間報告』とする。)において提案した比率分析を『最終報告』で提案した比率分析と共に用いることにより、財務的に学校法人の経営判断を実施しようとしている。

そこで以下では、『中間報告』¹⁴⁾と『最終報告』¹⁵⁾で提案されている比率をA法人とB法人に適用することにより、学校法人における財政危機とはどのような状態をいうのか、A法人における比率分析の適用例(図表8)とB法人における比率分析の適用例(図表9)を比較検討することにより、問題点を明らかとしてみたい。

帰属収支差額比率とは、帰属収入から消費支出を差し引いた差額が帰属収入全体の何%にあたるかを見る比率である。帰属収支差額が黒字であるA法人においては、約4%~14%で黒字基調に推移していることがわかるが、B法人においては帰属収入より消費支出が上回るためマイナスの数値で推移していることがわかる。B法人においては、消費支出の抑制も必要であるが、帰属収入の確保が必要であり、志願者の増加策を講ずる必要性が推測される。

人件費比率および人件費依存率は、分母が帰属収入と学生生徒等納付金とで異なるが、人件費が学校法人の収入項目に対してどのような割合・水準にあるかを測る比率である。A法人におけるこれらの比率は概して低い数値であるが、B法人におけるこれらの比率は平成20年度を除いて相当高いといえる。人件費にかかわ

13) 同報告書、19ページ。

14) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応—中間まとめ—』平成18年7月1日、38ページ。以下、本稿において『中間報告』での比率の説明箇所は、左のページ中に記載されているものである。

15) 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日、52~54ページ。以下、本稿において『最終報告』での比率の説明箇所は、上のページ中に記載されているものである。

図表8 A法人における比率分析の適用

（単位：％，年）

分析比率	算出式	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
帰属収支差額比率	(帰属収入－消費支出)	11.44	9.86	13.55	3.74
	帰属収入				
人件費比率	人件費	46.68	44.54	42.71	46.63
	帰属収入				
人件費依存率	人件費	73.29	69.00	70.76	73.04
	学生納付金				
金融資産構成比率	金融資産	31.52	32.69	29.09	26.67
	総負債				
有形固定資産構成比率	有形固定資産	61.42	61.39	63.77	66.97
	総資産				
金融資産対帰属収入比（年）	金融資産	1.07	1.10	0.94	0.90
	帰属収入				
総負債比率	総負債	21.94	19.81	18.14	16.17
	総資産				
外部負債対帰属収入比（年）	外部負債	0.35	0.32	0.21	0.17
	帰属収入				
運用資産余裕比率	(その他の固定資産＋流動資産－外部負債)	109.38	108.66	110.56	98.13
	消費支出				
流動比率	流動資産	105.09	101.78	117.31	119.56
	流動負債				
前受金保有率	現金預金	240.61	251.00	209.00	209.42
	前受金				
短期借入金・未払金対総資産比	短期借入金＋短期未払金	4.74	4.00	3.53	2.74
	総資産				
教育研究活動収支差額比率	教育研究活動CF収支差額	17.28	17.34	15.82	9.41
	教育研究活動CF収入合計				
外部負債超過額対教育研究CF比（年）	外部負債超過額	－4.40	－4.54	－4.90	－8.16
	教育研究活動CF収支差額				

（出所）図表6に同じ。

る比率は教育研究にかかわる数値であるため、低いほど良いと評価することはできず、一定水準以上の数値であることが望ましいが、B法人においては帰属収入を上回る人件費を要しており、問題があったといわざるをえない。

金融資産構成比率は、『中間報告』において「金

融資産＝現金預金＋有価証券＋引当資産」と定義したものであり、『最終報告』における運用資産と同じものである。A法人においては、約30%前後で推移している。一方、B法人においては平成17年度に約40%、平成18年度に約31%、平成19年度以降は約11%となっている。

図表9 B法人における比率分析の適用

(単位：％，年)

分析比率	算出式	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
帰属収支差額比率	(帰属収入－消費支出)	－236.40	－110.47	－138.55	－20.16
	帰属収入				
人件費比率	人件費	123.08	129.48	126.00	65.34
	帰属収入				
人件費依存率	人件費	191.80	168.88	198.62	94.06
	学生納付金				
金融資産構成比率	金融資産	39.96	30.55	10.76	10.91
	総負債				
有形固定資産構成比率	有形固定資産	58.57	68.96	86.09	88.59
	総資産				
金融資産対帰属収入比（年）	金融資産	4.69	4.05	0.97	0.79
	帰属収入				
総負債比率	総負債	6.60	7.41	9.69	7.05
	総資産				
外部負債対帰属収入比（年）	外部負債	0.02	0.02	0.14	0.01
	帰属収入				
運用資産余裕比率	(その他の固定資産＋流動資産－外部負債)	143.91	194.48	47.06	67.61
	消費支出				
流動比率	流動資産	144.49	226.76	188.19	269.86
	流動負債				
前受金保有率	現金預金	189.76	291.00	232.45	326.81
	前受金				
短期借入金・未払金対総資産比	短期借入金＋短期未払金	0.14	0.18	1.51	0.19
	総資産				
教育研究活動収支差額比率	教育研究活動CF収支差額	－66.38	－60.21	－60.05	－10.84
	教育研究活動CF収入合計				
運用資産超過額対教育研究CF比（年）	運用資産超過額	6.37	5.95	1.09	7.95
	教育研究活動CF収支差額×－1				
運用資産対教育研究CF比（年）	運用資産	6.39	5.99	1.27	8.00
	教育研究活動CF収支差額×－1				

(出所) 図表1に同じ。

B法人における金融資産構成比率の減少は、引当資産の減少が主な原因である。(図表4を参照) つづく有形固定資産構成比率は、金融資産構成比率のいわば表裏の関係にある比率と考え

られる。金融資産のうち、現金預金は流動資産に区分表示され、有価証券と引当資産はその他の固定資産に区分表示されるため、概していえば学校法人の保有する資産は金融資産と有形固

定資産に大別することができるからである。

『中間報告』によると、有形固定資産構成比率の上昇は「現金預金・有価証券・引当資産等の金融資産の貯えがなくなること」を意味するものとされているが、有形固定資産が充実しているともいえるので、金融資産構成比率とのバランスの問題であり、一概に金融資産の貯えがなくなり、財政危機に至るとはいえないと思われる。

金融資産対帰属収入比は金融資産に対する帰属収入の割合であり、『中間報告』によると「金融資産がほとんど有形固定資産に投入され、資金余裕がなくなること」を意味するものとされている。A 法人と B 法人を比較すると、両法人共に減少傾向にある。金融資産構成比率、有形固定資産構成比率、金融資産対帰属収入比の 3 つの比率は、いずれも金融資産を蓄積した学校法人経営が良いと考えることを意味することに注目したい。資金繰り面を重視する立場においては、金融資産が多いことは外部負債を確実に返済する能力を意味し、すべての外部負債を返済した後も資金の余裕があることを意味する。しかし、帰属収入に対して何年分（何倍）の金融資産を保有するのか、を比率であらわすことが資金的な余裕度をあらわすのであろうか。およそ 1 対 1 の割合で金融資産を保有することは、帰属収入がなくとも金融資産で 1 年分は学校法人経営が成立することを意味するが、学校法人が多額の金融資産を保有すべきことを比率であらわすよりも、利害関係者の意思に沿った金融資産を保有することが必要なのではなかろうか¹⁶⁾。たとえば、利害関係者のニーズに沿った事業目的別の引当資産や奨学資金を保有することは意義があるであろう。しかし、金融資産を帰属収入と比較して 1 対 1 以上の割合

で保有することを、ただちに資金的余裕度が高いと評価することは拙速であろう。

次に総負債比率について見てみよう。A 法人は年々減少傾向にあり、平成 20 年度で約 16% である。一方、B 法人は約 7%～10% に推移しており、A 法人と比較して比率が良い。外部負債対帰属収入比を見ても、同様である。B 法人は A 法人と比較して、帰属収入が少ないにもかかわらず、外部負債対帰属収入比もきわめて数値が低く、負債による財政状態の危機的状态にあるとはいえないことがわかる。すなわち、過去からの蓄積である基本金の分析を行わずして、学校法人の財政状態が困難であるか否かは判断できないといえるのではないかな。

運用資産余裕比率は、『中間報告』によれば「運用資産＝（その他の固定資産＋流動資産－外部負債）÷消費支出」で算出され、「返済を要する外部負債への備えがなくなること」を評価する比率とされている。この比率は割合（%）で分析することとされているが、倍率で評価するほうが良いであろう。この比率は運用資産から外部負債を控除した後の運用資産超過額が、消費支出の何倍あるのかを見る指標である。すなわち、運用資産で外部負債をすべて返済した後の余剰金融資産が、学校法人の消費支出を賄える程度を測る比率であり、資金的余裕度を見るものと考えられる。この比率も数値が高いほど良いと評価されるが、外部負債をすべて返済するという仮定をおいた比率であり、1 対 1 の割合であれば運用資産超過額で 1 年分の消費支出が賄えるということを意味する比率である。注目すべき点は大規模法人で志願者数も多く、比較的多くの金融資産（運用資産）を保有する A 法人においても運用資産余裕比率は約 1 倍程度であることである。B 法人は消費支出の割合が高

(16) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements*, 1985, para 91. における純資産の分類が参考となろう。

いため、外部負債がきわめて少なくとも平成19年度に約0.4倍、平成20年度に約0.7倍となっているが、この運用資産余裕比率が学校法人の資金的余裕度を測る指標といえるのか、疑問が生じる。

流動比率、前受金保有率は、『中間報告』によると「各種の支払いや負債返済が困難となり短期的な借入金に依存すること」を見るための比率とされている。流動比率は、A法人よりもB法人の方が概して良好であり、流動負債の返済に対する流動資産の割合が高いことから資金繰り面においても財政的に破綻する状態にないことがわかる。短期借入金・未払金対総資産比は、「滞納・未払がたびたび発生すること」を見るための比率とされているが、A法人が約3倍～4倍に推移しているのに対し、B法人は平成19年度の約1.5倍を除いて低い数値で推移している。すなわち、滞納・未払が発生する割合は低いこととなる。

教育研究活動収支差額比率とは、教育研究活動キャッシュフローにおける収入合計に対する教育研究活動キャッシュフロー収支差額の割合であるが、教育研究活動キャッシュフローが黒字であるA法人はプラスの割合となり、教育研究活動キャッシュフローが赤字であるB法人はマイナスの割合で推移している。この比率はいわゆる黒字幅、赤字幅を見るための比率であり、帰属収支差額比率と共に用いて学校法人の収支状況を見るのに利用すべきであろう。この二つの比率を用いることにより、2年連続で赤字の学校法人においては収支の改善方策を探ることが要される。

『最終報告』においては、教育研究活動キャッシュフローが黒字の場合には図表8のA法人に適用されている外部負債超過額対教育研究活動キャッシュフロー比を用いて分析する。この比率は「教育研究活動のCFが黒字の時でも、借入金等の外部負債の返済に10年超かかるよ

うでは過大であるとみなすことができる。このとき、既存の運用資産はすべて外部負債の返済に回すと仮定して、残った外部負債を何年で返済可能かを計算するものである」とされている。A法人の場合には、運用資産が外部負債を超過しているため、マイナスの数値となった。

図表9のB法人において適用されている運用資産超過額対教育研究活動キャッシュフロー比とは、「CFが赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなり、何年で使い切るかが重要になる。このとき、既存の外部負債は返済に回す必要があるため、外部負債を差し引いた残りの運用資産で何年もつかを計算するものである」とされ、教育研究活動キャッシュフローが赤字である場合に適用するとされている。また、運用資産対教育研究活動キャッシュフロー比も、「上の比率と同様に、教育研究活動のCFが赤字で、且つ既存の外部負債は返済はすべて返済の先延ばしができる」と仮定して、既存の運用資産の総額で何年継続できるかを計算するものである」とされている。B法人では平成19年度を除くと、二つの比率において約6年～8年で教育研究活動キャッシュフローの赤字額が運用資産を取り崩すという数値結果となる。

6. まとめとして

以上の分析を『最終報告』における経営状態の区分に適用すると、A法人は教育研究活動キャッシュフローが2年連続で黒字であり、運用資産超過額があり、帰属収支差額が2年連続で黒字であるため、正常状態となる。B法人は教育研究活動キャッシュフローが2年連続で赤字であるが、運用資産超過額があり、運用資産超過額は平成19年度を除いて約6～8年分保有しているので、経営困難状態（イエローゾーン）と評価することができよう。

『中間報告』および『最終報告』が学校法人の経営判断指標として資金繰り面を重要視し、教育研究活動キャッシュフローを基軸においたこと、引当資産を現金預金・有価証券と共に金融資産として算出している点は評価できる。しかし、以下の点については今後の検討が必要であろう。

- ① 学校法人の財政状態を分析するにあたり、基本金について見当を加えていないこと。
- ② 外部負債について担保物権を設定しているか否か、学校法人が保有する資産が売却可能であるか否か、について検討を加えていないこと。また、売却可能な資産の時価評価について検討を加えずに運用資産と外部負債とを比較する分析手法で評価を行うこと。
- ③ 経営困難状態と評価し、資金繰り面の切迫さを測るには、外部負債に長期借入金・長期未払金を含めるのではなく、短期借入金・短期未払金等の流動負債とすべきではないか。
- ④ 運用資産と外部負債を比較する分析手法を用いるため、学校法人が多くの金融資産を保有することが財務的に良好であると解釈される比率が多いが、利害関係者の意思決定に即した金融資産を保有・管理すべきであり、金融資産の多寡によって財務的に良好であるか否かを経営判断指標で区分することは適当ではないこと。
- ⑤ 外部負債超過額がある場合、10年以内に返済可能であるか否かは学校法人の保有する資産の状況、借入金の借り換えの状況、収支の状況を総合的に勘案しない限り、正確に評価することはできないこと。

学校法人の存続が困難な状況とは、①債務超過の財政状態である場合、②多額な「教育研究活動キャッシュフロー」のマイナスが継続し、

その回復の見込みがなく、支払不能となる現実的な可能性が生じた場合、の2つの状況が生じた場合であり、経営判断指標に基づく経営状態の区分は今後、さらに検討を加え修正をはかる必要性が高いといえよう。

*本稿は、筆者が執筆依頼を受けた、ある学校法人の労働解雇事件における鑑定意見書に加筆・修正を加えたものである。ただし、鑑定意見書の裁判が結審していないため、事例としてとりあげた学校法人とは異なっている。本稿の作成にあたっては、東京高等教育研究所主催の「大学の財政分析研究会」に参加される、多くの先生方から温かいご指導を賜りました。記して心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

〈主要参考・引用文献〉

- 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応—中間まとめ—』平成18年7月1日。
- 日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』平成19年8月1日。
- 野中郁江、山口不二夫、梅田守彦『私立大学の財政分析ができる本』大月書店、2001年。
- 守屋俊晴『大学経営論 大学が倒産する時代の経営と会計』東洋出版、2009年。
- 池田享誉『非営利組織会計概念形成論—FASB 概念フレームワークを中心に—』森山書店、2007年。
- 杉山学、鈴木豊編著『非営利組織体の会計』中央経済社、2002年。
- 山口善久『学校法人の財務分析』学校経理研究会、平成17年。
- 新日本有権責任監査法人編著『学校法人の会計実務詳解（第3版）』中央経済社、2009年。
- 井原徹『私立学校の経営戦略序論—戦略的プランニングの展開』日本エディタースクール出版部、2008年。
- 雑賀憲彦、大西美喜男『自力活性化に向けた 学校法人経営改善の手法』ぎょうせい、2004年。
- その他。